

令和7年度 上峰町一般廃棄物処理実施計画

第1 一般廃棄物処理区域の状況

1 区域 上峰町全域

2 一般廃棄物の排出量及び計画収集量

(1) ごみ

種 類	令和6年度排出量 (ト/年)	令和7年度排出量 (ト/年)
可燃ごみ	1, 9 5 5 トン	2 0 3 2 トン
不燃ごみ	3 5 トン	4 9 トン
資源ごみ	1 4 9 トン	1 6 0 トン
粗大ごみ	2 9 2 トン	3 7 6 トン

(2) し尿

種 類	令和6年度排出量 (kl/年)	令和7年度排出量 (kl/年)
し尿	3 6 6 k l	3 7 9 k l
浄化槽汚泥	5, 8 0 8 k l	6, 0 0 0 k l

3 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

(1) ごみ

種 類		収集・運搬の主体	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家庭系ごみ	可燃ごみ	町 (委託)	佐賀県東部環境施設組合(委託)	焼却処理	佐賀県東部環境施設組合(委託)	資源化
	不燃ごみ	町 (委託)	佐賀県東部環境施設組合(委託)	選別 破碎	佐賀県東部環境施設組合(委託)	資源化
	資源ごみ	町 (委託)	佐賀県東部環境施設組合(委託)	選別 圧縮 梱包	佐賀県東部環境施設組合(委託)	資源化
	粗大ごみ	町 (委託)	佐賀県東部環境施設組合(委託)	選別 破碎 焼却処理	佐賀県東部環境施設組合(委託)	資源化

事業系ごみ	自己搬入 許可業者	町の処理施設に搬入されたごみは、ごみの種類ごとに一般家庭のごみと同じ処理を行う。
-------	--------------	--

(2) し尿

種 類	収集・運搬 の主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿 浄化槽汚泥	許可業者	三神地区環境事務組合 (委託)	膜分離高負荷脱窒素処理＋高度処理	三神地区環境事務組合 (委託)	発酵肥料化 コンポスト 化

第2 一般廃棄物処理計画

1 排出抑制計画

(1) 広報・啓発

ごみの減量化・再資源化（リサイクル）を推進するため、ごみ出しマニュアルやチラシなどを配布することにより、町民及び事業所の協力を求める。

(2) 生ごみの減量化・減容化

家庭から出る生ごみの自己処理・堆肥化等を促進するために、生ごみ処理機器の購入者に補助金を交付する。

(3) 資源回収の推進

住民が、実施する資源物（古紙類、古繊維類、空きびん類、金属類、その他の有価物）の集団回収を推進するため、啓発活動を行う。

(4) 資源物拠点回収事業

資源物再生利用の推進を目的に、各地区集会所を拠点として古紙類（新聞・チラシ、雑誌、段ボール、紙パック）、びん類（無色びん、茶色びん、その他の色びん、一升瓶）、缶類（スチール缶、アルミ缶、スプレー缶）、白色トレイ、ペットボトル、容器包装プラスチック、発泡スチロール、布・古着、食用廃油、有害ごみ（乾電池、蛍光灯、電球、水銀体温計、使い捨てライター）、及びの回収と再資源化を行う。

2 収集運搬計画

(1) 区 域 上峰町全域

(2) 収集回数、収集方法等

ア ごみ

種 類		収集回数	収集方法	収集容器等
家 庭 系 ご み	可燃ごみ	週 2 回	ステーション方式	指定ごみ袋
	不燃ごみ	月 1 ～ 2 回	拠点回収	指定ごみ袋
	資源ごみ	月 1 ～ 2 回	拠点回収	コンテナ等
	粗大ごみ	年 8 回	戸別収集方式	指定シール
		随時	直接搬入	なし
事業系ごみ		事業者が鳥栖・三養基西部リサイクルプラザに直接搬入するか、町が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼する。		

- ◆ 一般家庭の資源ごみは 18 分別とし、決められた日時、場所に排出するよう徹底する。
- ◆ 事業系の可燃ごみは、許可業者へ依頼するものとする。ただし排出先のごみステーション管理者が認めれば少量（1 日の平均排出量が 10 kg 未満）であれば、一般家庭のごみと同じ方法で排出することができる。

イ し尿

種 類	収集回数	収集方法
し尿	おおむね月 1 回	戸別収集方式
浄化槽汚泥	年 1 回以上	戸別収集方式

（３）収集運搬業者の概要

ア 委託業者（一般家庭から排出されるごみの処理業者）

業 者 名	委託業務の内容
(株)大島産業	可燃ごみ収集運搬、不燃ごみ収集運搬、資源ごみ収集運搬、粗大ごみ収集運搬

イ 許可業者（事業所から排出されるごみの処理業者）

業 者 名	許可業務の内容	許可車両台数
① (有)開成商事	可燃ごみ収集運搬	2 台
② (有)ウラカワ	可燃ごみ収集運搬	2 台
③ (株)大島産業	可燃ごみ収集運搬	9 台
④ (有)環境開発センター	可燃ごみ収集運搬	4 台
⑤ (株)平山 GL 佐賀事業所	可燃ごみ収集運搬	1 台
⑥ 鶴田産業	可燃ごみ収集運搬	1 台

※ 令和7年度当初現在で上記6社となっており町内の事業系ごみを収集・運搬する上で十分な器材及び人員を確保できているため、令和7年度中の新規参入は認めない。

ウ 許可業者（し尿、浄化槽等）

業 者 名	許可業務の内容	許可車両台数
(有)第一環境整備事業所	し尿・浄化槽汚泥収集運搬	20台
	浄化槽清掃	

（４）収集しない廃棄物

区 分	ごみの種類	処理方法
廃家電品目	テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン	購入した小売業者又は買替えを購入する小売業者へもしくは自ら下記製造メーカー指定引取り場所へ搬入する。※①
有害性物質を含む物	バッテリー、農薬、薬品類、塗料等	排出者自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、工事作業等を依頼した業者や購入した店に引取りを依頼する。
危険性のある物	ガスボンベ、消火器等	
引火性のある物	火薬、廃油（機械用オイル）等	
悪臭を発する物	堆肥等	
容積、重量の大きい物	農業用機械類、農業用ビニールハウス、スクーター、バイク、自動車部品等	
適正処理困難物	タイヤ等	
その他処理に支障のある物	土、砂、コンクリート、瓦、廃材、焼却灰、畳草木及び剪定枝（事業系のみ）	

※① 町内から排出される家電リサイクル法対象機器の処理方法

区 分	収集・運搬	指定引取場所
町内から排出される家電リサイクル法対象機器	排出者 小売業者	久留米運送㈱久留米支店 久留米市東櫛原町 353 九州メタル産業㈱鳥栖営業所リサイクルセンター 鳥栖市永吉町字土取 573 番 1

第3 中間処理計画

1 一般廃棄物の処理内訳量

(1) ごみ

廃棄物の種類	処理量 (t/年)	
	佐賀東部クリーンエコランド	リサイクルプラザ
可燃ごみ	2, 0 3 2 t	—
不燃ごみ・粗大ごみ	—	2 0 9 t
資源ごみ	—	3 7 6 t

(2) し尿

廃棄物の種類	処理量 (kl/年)	
	三神地区環境事務組合	三神地区汚泥再生処理センター
し尿	3 7 9 k l	
浄化槽汚泥	6, 0 0 0 k l	

2 処理施設の概要

(1) ごみ焼却施設

区 分	佐賀県東部環境施設組合 佐賀東部クリーンエコランド
所在地	鳥栖市真木町字今川 3 9 番地 1
公称能力	1 7 2 トン/日 (8 6 トン×2 基)
処理方法	ストーカ式

(2) 不燃物処理施設

区 分	鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ
所在地	三養基郡みやき町大字簗原 4 4 3 2 番地
公称能力	4 7 トン/日 (5 時間)
粗大・不燃ごみ	低速 2 軸式破碎＋高速回転式破碎＋機械選別
缶類	機械選別＋圧縮成形
ペットボトル その他プラスチック類	手選別＋圧縮梱包
びん類	手選別
紙類	圧縮成形

白色トレイ・布・古着・ 食用廃油・乾電池・蛍光 灯・電球・水銀体温計	保管
--	----

(3) し尿処理施設

区 分	三神地区環境事務組合 三神地区汚泥再生処理センター
所在地	神埼市千代田町柳島 1 2 9 0 番地
公称能力	1 8 4 k l / 日 (し尿：9 4 k l / 日、浄化槽汚泥：9 0 k l / 日)
処理方法	水処理：膜分離高負荷脱窒素処理＋高度処理 汚泥処理：コンポスト設備＋焼却設備＋灰ブロック設備

第 4 最終処分計画

1 最終処理施設の概要

(1-1) 可燃ごみ焼却灰の処理内訳 (2 市 3 町全体)

施 設 名	所 在 地	処理量 (t/年)
UBE 三菱セメント株式会社	福岡県北九州市八幡西区洞南町 1-1	(1, 700) t
	福岡県京都郡苅田町長浜町 7 番地	800 t
	山口県宇部市大字小串 1978-7	50 t
太平洋セメント株式会社	大分県津久見市合ノ元町 2-1	1, 700 t

※ 佐賀県東部環境施設組合で発生した焼却灰は、UBE 三菱セメント株式会社及び太平洋セメント株式会社にて、セメントの原料となる。なお、UBE 三菱セメント株式会社（北九州市八幡西区）の () 内の数値は、中間処理が含まれており、次の 1-2 にて当該工場に処理委託した焼却灰の最終処分計画を示す。

(1-2) 可燃ごみ焼却灰の処理内訳 (2 市 3 町全体)

施 設 名	所 在 地	処理量 (t/年)
UBE 三菱セメント株式会社	福岡県北九州市八幡西区洞南町 1-1	50 t
	福岡県京都郡苅田町長浜町 7 番地	1, 650 t

(1-2) 可燃ごみ飛灰の処理内訳 (2 市 3 町全体)

施 設 名	所 在 地	処理量 (t/年)
三池精錬株式会社※①	福岡県大牟田市新開町 2 番地 1	460 t
太平洋セメント株式会社	大分県津久見市合ノ元町 2-1	920 t

※①三池精錬(株)は、山元還元により亜鉛、銅等を回収する。他の各セメント会社

はセメントの原料に資源化している。

(3) 不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ

ア 特定分別基準適合物

ごみの種類	引取業者名
無色びん・茶色びん	株式会社 篠原建設
生きびん	大硝産業（株）
その他の色びん（容リ協）	容器包装リサイクル協会
ペットボトル（容リ協）	容器包装リサイクル協会
ペットボトル（独自ルート）	サーキュラーペット、熊本市リサイクルセンター、遠東石塚グリーンペット（株）
その他プラ（容リ協）	容器包装リサイクル協会
白色トレイ（容リ協）	容器包装リサイクル協会
その他紙	株式会社 三協環境開発

イ 第2条第6項指定物

ごみの種類	引取業者名
スチール製容器包装	柴田産業（株）
アルミニウム製容器包装	柴田産業（株）
飲料用水紙製容器包装	株式会社 三協環境開発
段ボール	株式会社 三協環境開発

(4) 上記以外のごみの処理については、(株)大島産業（神崎市、吉野ヶ里町）の施設へ持ち込み、焼却処理、埋立処理及び資源化の処分及び再生を予定する。処理量は10t/年と推測する。